

兵庫県における穀類、野菜、果実等残留農薬試験の実施

【目的】

1 農産物中の残留農薬規制について平成5年5月に基準改正後、平成18年5月にポジティブリスト制度(※)が施行された。

兵庫県では、基準違反の県内産の穀類、野菜、果実等について検査を実施し監視している。

2 輸入食品等については、国において検査されているところであるが、我が国ではほとんど行われない収穫後の農薬使用(いわゆるポストハーベスト使用)の安全性について県民の関心が高いため、輸入食品の検査も実施している。

3 特に輸入食品については、平成19年度の中国産冷凍餃子による有機リン中毒事件を踏まえ中国産を重点対象として冷凍野菜、調理冷凍食品の検査も実施している。

※食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度というのは、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度です

【検査】

平成23年度 200検体

・生鮮野菜、穀物、果物

147検体(県内産72検体、県外産48検体、輸入品27検体)

・冷凍食品

53検体(輸入冷凍野菜23検体、輸入冷凍加工食品30検体)

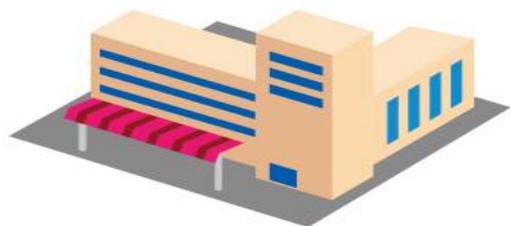
平成24年度 160検体予定



県下13健康福祉事務所

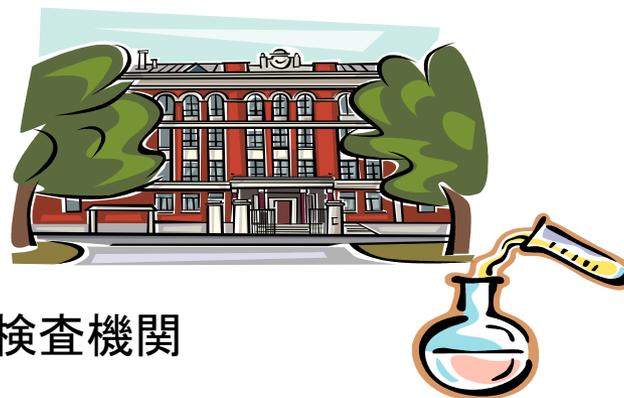
収去(食品衛生法に基づき食品
を無償でもらい受ける)

検査結果



スーパー、道の駅など

検体搬送



検査機関

(健康生活科学研究所)

農薬を基準値を超えて違反(食品衛生法11条3項違反)した場合。

行政処分:回収命令、廃棄命令など

罰 則:2年以下の懲役または200万円以下(法人は1億円以下)の罰金